

## 八街市污水適正処理構想(案)のパブリックコメントについて

政策名称 八街市污水適正処理構想(案)

意見募集期間 令和5年3月7日(火)から同年4月5日(水)

閲覧場所 ・時間	下水道課	公文書公開 コーナー	中央公民館 図書館 スポーツプラザ 南部老人憩いの家	市役所 ホーム ページ
	月～金曜日 午前8:30 ～午後5:15	毎日 平日ー午前8:30 ～午後5:15 (土日・祝日ー 午前8:30～午後 5:00)	開館日 開館時間	募集期間 まで掲載

説明会開催日 令和5年3月21日(火) 9:00～11:00  
時間・場所 八街市役所 第1庁舎 3階 第1会議室

意見対象者 市内に住所を有する方  
市内に通勤または通学する方  
市内に事務所または事業所を有する個人、法人、団体  
本案件に利害関係のある個人・法人・団体

提出方法 氏名(団体名)、住所、電話番号、該当内容とご意見を記入し、  
郵送・FAX・Eメールのいずれかにより提出をお願いします。  
持参、意見投函箱への投函

提出先 〒289-1192  
八街市八街ほ35番地29  
八街市役所 下水道課  
FAX : 043-442-6416  
Eメール: gesuido@city.yachimata.lg.jp

問い合わせ先 八街市役所 下水道課 TEL: 043-443-1440

**八街市污水適正処理構想(案)  
(概要版)**

**令和4年度  
(2022年度)**

**千葉県八街市**

## 目 次

1. 汚水適正処理構想について .....1
2. 汚水処理施設について .....1
3. 八街市の汚水処理における現状と課題 .....2
4. 構想の見直し方針 .....3
5. 汚水処理構想の見直しの結果 .....4
6. 今後の整備計画 .....5

## 1. 汚水適正処理構想について

汚水適正処理構想は、下水道、集落排水、浄化槽等それぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、本市の実情に応じた適切な事業実施を行うためのものです。

構想の見直しは、経済比較を基本としつつ、令和6年度を短期目標、令和16年度を中期目標、令和31年度を長期目標年度として、本市の地域特性や住民の意向、人口減少等の社会情勢の変化を考慮し、効率的かつ適正な処理区域の設定及び整備・運営管理手法の選定を行います。

## 2. 汚水処理施設について

汚水処理施設整備に関する手法は、複数の家庭や事務所等からの生活排水を管渠で集約して1箇所で処理する「集合処理」と、各家庭や事務所等で処理する「個別処理」に大別されます。

本市における主な汚水処理施設整備手法は図-1のとおりです。

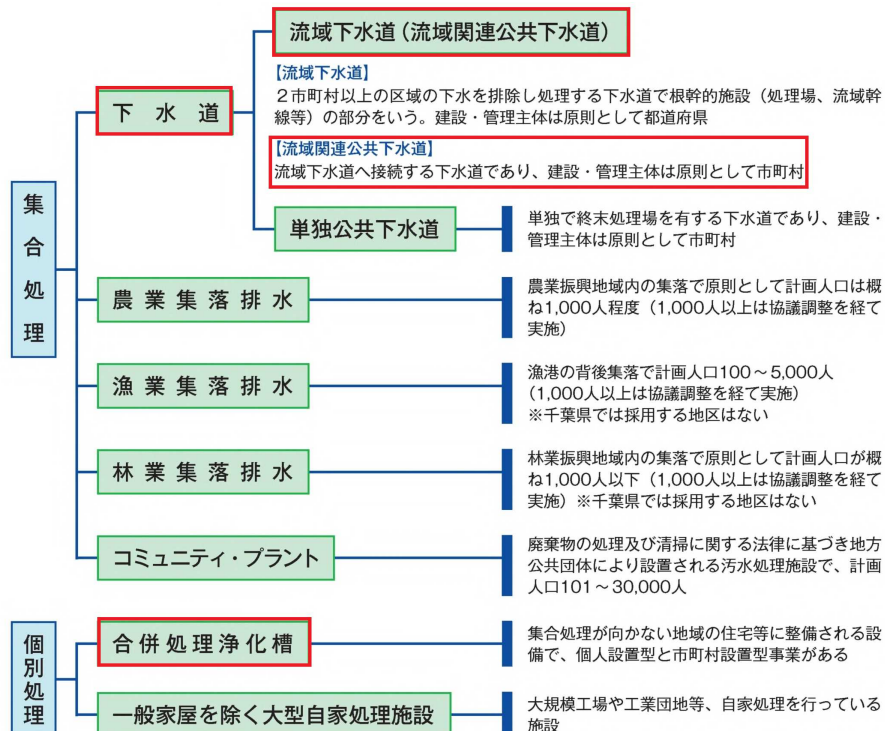


図-1 主な汚水処理施設整備手法

### 3. 八街市の汚水処理における現状と課題

#### 1) 汚水処理の現状

本市では、流域関連公共下水道による集合処理及び合併処理浄化槽による個別処理の推進を図るため、汚水処理施設の整備を進めています。

令和2年度末時点での汚水処理施設整備状況は、表 - 1に示すとおりとなっています。

整備手法	処理人口	割合
集合処理(流域関連公共下水道)	17,585 人	26 %
個別処理(合併処理浄化槽)	32,405 人	47 %
未処理(単独浄化槽・汲み取り)	18,311 人	27 %
合計(行政人口)	68,301 人	100 %

表 - 1 汚水処理整備手法別人口

#### 2) 汚水処理における課題

本市における汚水処理未整備人口は、27% (表 - 1参照)と他市町村に比べて多くなっています。

現在は公共下水道の整備及び単独浄化槽・汲み取りからの合併浄化槽への転換を行い、汚水処理施設の整備を進めています。本市の財政状況は非常に厳しい状況にあるため、これまで以上に経済的かつ効率的な整備を策定する必要があります。

#### 4. 構想の見直し方針

今回の構想は、国や千葉県が作成したマニュアルに基づき、今後10年程度を目標に各種汚水処理施設の整備が概ね完了することをめざした整備手法の見直しを行います。

整備手法の見直し手順は、

- ①市内の一定の家屋集合体を「検討単位区域」として設定します。
- ②①で設定した検討単位区域について、処理に必要な管渠延長等の条件を設定し、集合処理とした場合の経済比較を行います。
- ③②で集合処理や個別処理を判定された区域について、複数の区域を接続した方が経済的になるのか等の比較を再度行い、最終的な集合処理区域・個別処理区域を判定します。
- ④③の判定結果を基に、最適な整備手法を選定します。

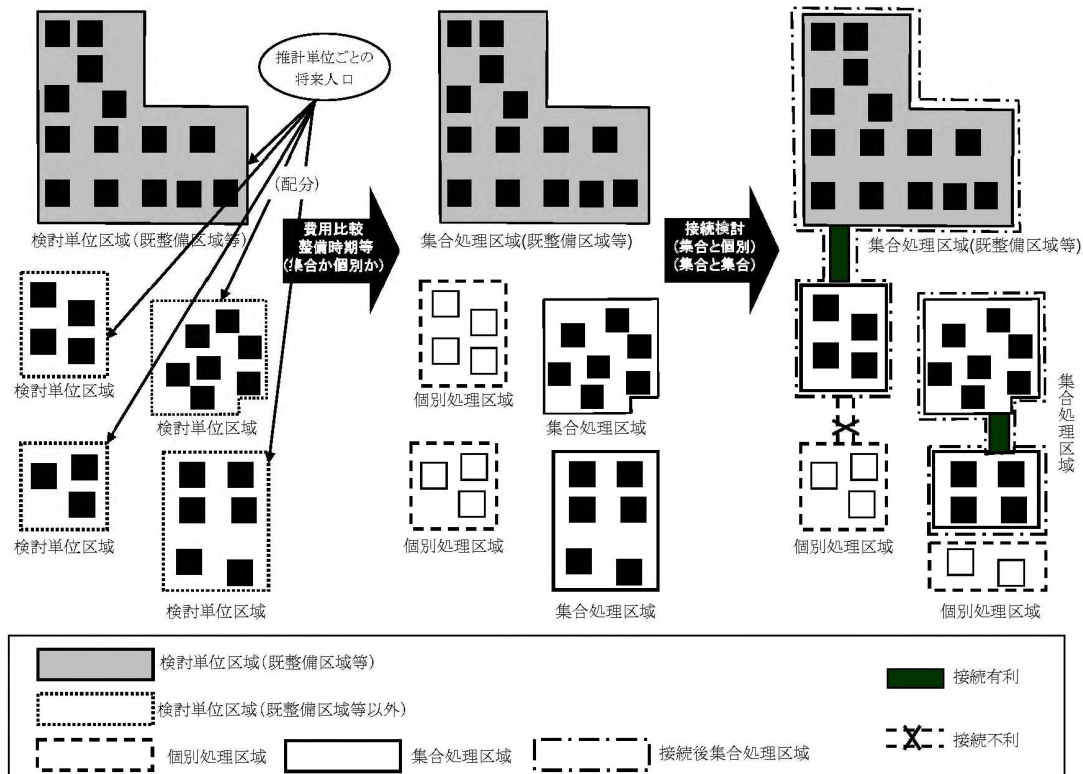


図 - 2 検討手順概要図

## 5. 汚水処理構想見直しの結果

本市では、厳しい財政状況を改善するため、下水道事業の財源として使用料の収入額を高めるためにも、優先的に人口密度の高い区域から整備を進める必要があります。

しかし、近年の整備進捗状況及び財政状況を考えると、事業完了までには相当な期間を必要とすること、また既に合併処理浄化槽を設置している区域が多いことから、集合処理区域を都市計画用途区域と榎戸と八街の用途区域を結んだ区域の内、人口密度の高い箇所とし、それ以外の区域については個別処理となります。

汚水適正処理構想の見直しを行った結果、現下水道全体区域(1,030ha)公共下水道区域となり、現下水道全体区域以外は下水道計画区域外となりました。

なお、市全域面積7,487haのうち、公共下水道区域は1,030ha、個別処理(合併処理浄化槽)区域は6,457haとなります。

整備手法	中期計画 (令和16年度)		長期計画 (令和31年度)	
	人口(人)	比較(%)	人口(人)	比較(%)
集合処理 (流域関連公共下水道)	20,078	37	16,376	44
個別処理 (合併処理浄化槽)	33,560	61	21,176	56
未処理 (単独浄化槽・汲み取り)	1,157	2	0	0
合計(行政人口)	54,795	100	37,552	100

表 - 2 汚水処理整備手法別人口

## 6. 今後の整備計画

今後は図 - 3に示す赤色の区域の整備を令和6年度に完了し、残りの青色区域の整備を令和16年度、緑色区域の整備を令和31年度に完了する予定です。

合併処理浄化槽の整備についても、単独浄化槽や汲み取りから転換促進に努め、早期の整備完了を目指します。



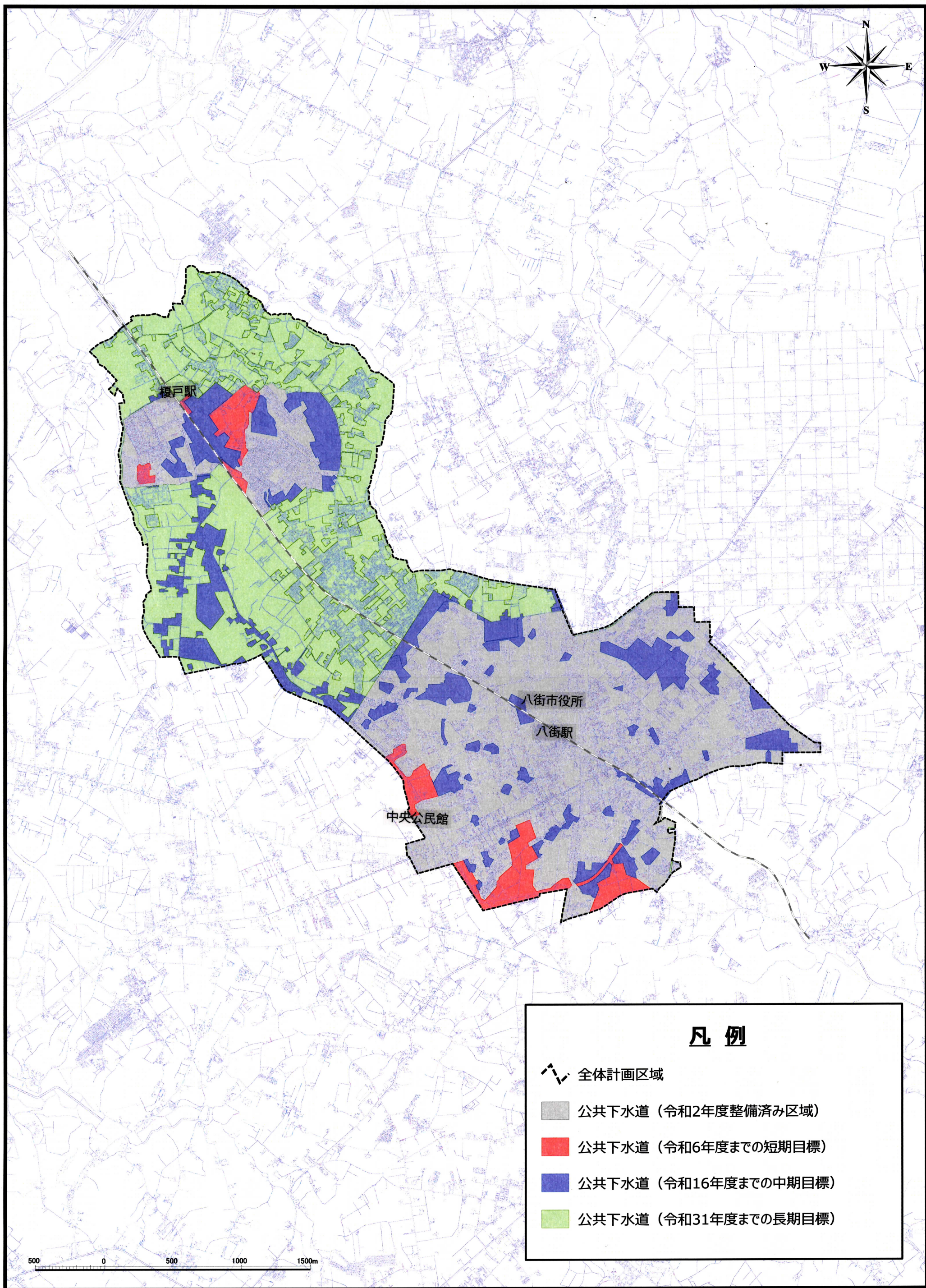


図-3 污水適正処理構想図